

令和4年度デジタル庁政策評価実施計画

〔 令和4年3月29日
内閣総理大臣決定 〕

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、令和4年度デジタル庁政策評価実施計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 事後評価の対象とする政策

事後評価の対象とする政策は、以下のとおりとする。

- (1) デジタル庁政策評価基本計画（令和4年3月29日内閣総理大臣決定）の対象とした政策のうち、本実施計画の対象とする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）については、別紙「デジタル庁政策体系」に基づき対象とする政策
- (2) 政策決定後5年経過後時点でなお未着手の政策又は政策決定後10年経過後時点でなお未了の政策で、本実施計画の対象とする政策（法第7条第2項第2号に区分されるもの）
- (3) その他の政策で、本実施計画の対象とする政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）

3 評価の方法

別紙「デジタル庁政策体系」の政策1については実績評価方式により、政策2については総合評価方式により評価する。

4 その他

令和3年度中に実施した政策に係る事後評価については、令和4年度に実施した政策に係る事後評価と併せ、令和5年度に実施することとする。

(別紙)

デジタル庁政策体系

	主要な政策	施策
政策1	デジタル社会の形成に関する 施策の推進	<ul style="list-style-type: none">・準公共・相互連携分野のデジタル化の推進・マイナンバー制度の推進・情報システム統一研修運営
政策2	情報通信技術等の適正・効率 化に関する施策の推進	<ul style="list-style-type: none">・情報システムの整備